

## 「糸満市立学校家族休暇制度」 Q & A

Q1 「糸満市立学校家族休暇制度」とは何ですか。

A1 家族で過ごす時間を確保するため、保護者の責任のもとで児童生徒が平日に休暇を取得することができる制度です。取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱います（別途定める「取得対象とならない日」を除く）。

Q2 取得できる日数は何日ですか。また、連続で取得することはできますか。

A2 取得できる日数は試行期間中3日までで、1日単位での取得となります。連続して取得することも、分散して取得することも可能です。

Q3 いつでも取得できますか。

A3 学校行事がある日や定期テストなどがある日、その他学校が取得対象とならない日と定める日は取得できませんので、予め行事計画表等をご確認ください。加えて、行事計画表には掲載されない行事もありますので、取得を検討する際は必ず学校にご確認ください。

Q4 急に保護者の休みが取れることになった場合、前日に取得を届け出ることはできますか。

A4 計画的な取得を奨励しており、また、学校も早めに把握する必要があることから、なるべく1週間前までの届出をお願いします。

Q5 どのような活動であれば取得の対象になりますか。

A5 取得中の活動場所や活動内容等について特に制限はありません。ただし、自宅内外を問わず保護者同伴を原則とします。

Q6 子どもたちだけで活動しても大丈夫ですか。

A6 この制度は、保護者の責任のもとで、家族で過ごす時間を確保するための制度であり、保護者の皆様に子どもたちの安全を確保していただく必要があることから、子どもたちだけで活動することを目的に取得することはできません。

Q7 取得することで生じる学習の遅れはどうすればよいですか。

A7 家族休暇は通常の欠席と同様の対応となることから、補習等はいりません。自主学習や家庭学習などにより補っていただくようお願いいたします。授業のプリント等については学校にお問い合わせください。

Q8 取得中に子どもがけがをした場合、日本スポーツ振興センター災害給付の対象になりますか。

A8 家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であり、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。取得に際しては、保護者の皆様で児童生徒の安全を十分確保していただくようお願いいたします。

Q9 家族全員がそろわないと取得することはできませんか。

A9 対象となる児童生徒と同伴する保護者が1名いれば取得可能です。